

岩手県告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成30年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成30年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 山崎 愛子
 - (2) 住所 東京都目黒区自由が丘二丁目4番8号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。